

## 社会福祉法人多治見市社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人多治見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営するホームページに掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定める。

### (広告掲載基準)

第2条 本会は、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に反し、又は反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝に関するもの
- (5) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー権等を侵害するおそれのあるもの
- (7) その他、広告として適当でないと会長が認めるもの

### (広告の規格等)

第3条 バナー広告の規格等については、以下の通りとする。

大きさ	縦 80ピクセル × 横 280 ピクセル
データ形式	JPEG または GIF（静止画とすること）
掲載位置	本会ホームページトップ画面右側 <a href="http://t-syakyu.or.jp/">http://t-syakyu.or.jp/</a>
枠数	事業所 1 枠まで

### (広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、本会が発行する広報紙及びホームページ等で行うものとする。

### (広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）に会社等の概要が分かる資料を添えて、本会に申し込むものとする。

### (広告の選定)

第6条 会長は、第5条に基づき広告掲載の申込があった場合は、掲載の可否を決定し、その結果を申込者に通知（第2号様式）する。

### (広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、作成した広告原稿を、原則掲載開始日から1か月前までに、本会へ提出するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、会長が別に定める。

- 2 広告掲載料は、広告掲載月の翌月末日（土日祝日の場合は前営業日）までに一括納付するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページ内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告内容の修正)

第10条 会長は、広告の内容等が各種法令又は当該要綱等に違反している、もしくはおそれがある、もしくは誤りがあると判断したときは、広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定に反すると認めたとき
- (2) 第10条の規定による広告内容の修正が行われなかったとき
- (3) 広告主が期日までに広告料を納入しなかったとき
- (4) その他、会長が必要と認めたとき

(広告掲載期間)

第12条 広告掲載期間は12か月間とする

- 2 期間終了の1か月前までに広告主からの申出が無い場合は更に12か月間延長されるものとし、その後についても同様とする。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、取り下げ希望日の前月までに本会へ申し出ることとする。

第14条 本会は、第11条により広告の掲載を取り消したときは広告掲載料を還付しな

い。ただし、広告主の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

2 本会が広告作成発注後、広告主が第12条により掲載を取り下げるときは、広告主は広告掲載料を本会に納入しなくてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

(別紙)

広告掲載料

バナー広告掲載料 (税込) 1 枠あたり	
事業所区分	12ヶ月
一般	30,000円
賛助会員	27,000円 (1 割引)